

「会津若松市中小企業振興条例の改正（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果

「会津若松市中小企業振興条例の改正」を行うにあたり、パブリックコメントを実施しました。つきましては、その結果と提出されたご意見に対する市の考え方を公表します。なお、提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約・統合させていただいております。

- (1) 実施期間 平成30年11月20日（火）～平成30年12月20日（木）
 (2) 閲覧場所 商工課、市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センター
 (3) 意見の提出方法 持参、郵送、FAX、メール
 (4) 提出結果 提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数	意見の件数
持参	0人	0件
郵送	1人	3件
FAX	0人	0件
メール	5人	19件
合計	6人	22件

(5) ご意見とそれに対する市の考え方

No.	項目	意見	市の考え方
1	全般	平成22年に閣議決定された中小企業憲章に則り、中小・小規模企業の振興に関する基本原則を明記すべき。	中小企業憲章中の基本原則の視点について考慮します。
2	全般	中小企業憲章の行動指針を考慮すべき。	考慮します。
3	名称	今般の条例改正によって、理念条例となるため、条例の名称に「基本」を入れるべき。	今般の改正は、現行の中小企業振興条例を改正するものであり、基本理念等のみならず、振興措置といった実行手段までを含んだ内容となっていることから、基本条例という名称は馴染まないものと考えております。
4	前文・趣旨	条例を制定する背景や理念、地域の特色・現状、中小・小規模企業の重要性などを、「中小企業憲章」を基に前文や趣旨で明記すべき。（2件）	中小・小規模企業の重要性については、市としても十分に認識しております。中小・小規模企業の振興に関する考え方については、基本理念において明記します。
5	定義	条例の定義の中で、農業者や農業団体（法人）は想定されているか。想定されていないのであれば加えるよう要望する。（2件）	農業者や農業生産法人も中小・小規模企業者であると想定しております。
6	基本理念	中小企業憲章に則って、基本理念を追記すべき。	中小企業憲章の内容も参考とし、基本理念を追記します。
7	市の責務	市の責務中に「起業を増やすことや新事業をしやすい環境整備」「市場開拓や市場創造への支援」という条文を入れるべき。	条文内容はご意見の趣旨を含んだ内容になっているものと認識しております。ご意見の視点を考慮しながら、今後の施策展開について検討してまいります。
8	関係機関	関係機関の役割について、より個別具体的に明記されるべき。（金融機関、教育機関等）	中小・小規模企業の振興には、地域社会の様々な主体（団体、機関等）の連携・協力が必要です。

No.	項目	意見	市の考え方
			そうしたことから、個別具体的に団体・機関を取り上げるのではなく、包括的な表現とすることで、それぞれの団体・機関の得意分野に応じた役割を担っていただきたいと考えております。
9	施策の基本方針	経営者の経営課題は幅広くなっているため、あらゆる経営課題に対する解決支援を市が行っていくことを、条文に加えるよう要望する。	中小・小規模企業者の経営課題への対応支援は、関係機関等と連携しながら今後も引き続き行っていくべきものであると考えております。条文中においては、ご意見の趣旨を踏まえながら、基本理念の中で追記します。
10		他市と比較すると具体的な明記が少ないため、他市の例を参照し、具体的に明記されたい。	条文中では包括的な表現とし、具体的な施策については総合計画などを加味しながら検討してまいります。
11	市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関の協議	協議を行うことを担保する会議体の設置やその会議体への委任事項について、条文上明記するよう要望する。 (2件)	中小・小規模企業者、関係機関等からはざっくりとした意見交換の場が求められているところであり、協議の在り方も様々あることから、会議体を明記することは望ましくないと考えております。
12		協議を行う場合の構成員は、関係機関などから選出するとともに、任務・役割等を明記するよう要望する。 任務・役割等としては、例えば、中小企業及び小規模企業の定期的な実態調査や、施策策定のための会議を開催することを明記してほしい。	何を協議・検討していくのかについては、市だけではなく、中小・小規模企業や関係機関の皆様と協議決定していくことが、主体的な議論をしていくためには必要であり、任務・役割等を条文上明記してしまうことは望ましくないと考えております。
13		協議を行う場合の構成員には、農業関係者も入れるべき。	協議については、まずは商工分野の中小・小規模企業者中心とし、協議内容によっては、農業関係者にも加わっていたく予定です。
14		協議を行う場合の座長には、他の自治体へも助言を行ってきた力量のある知見者を招くべき。	座長としては、地元の事情に精通した学識経験者に担っていただきたいと考えており、ご提案の知見者については、協議の進捗状況に応じて適宜招聘し、ご見識を賜りたいと考えているところです。
15		協議の回数・開催頻度を明記すべき。 (3件)	協議の回数や開催頻度は、市のみで決定できるものではなく、中小・小規模企業者や関係機関の皆様のご負担や、協議内容なども考慮しながら決めていく必要があると考えております。
16		協議においては、条例の在り方について勉強している中小企業家同友会会津地区の会員を入れてもらうことを希望する。	協議の参加者については、ご意見を踏まえながら検討してまいります。
17		協議の結果については、市議会や市の広報・ホームページ等で報告・掲示すべき。	協議内容については、原則市のホームページ上で公表することを予定しております。